

昭和廿二年四月廿六日

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律

第一條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「航行施設、氣象官署、水路官署」を「氣象官署、航空施設、海上保安廳の基地施設、通信施設、航路標識及び水路官署」に改める。

第二條 昭和二十二年政令第三百二十五号（ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件）に基き第二條を員局及び地方役員局に對する措置に關する政令の一部を次のように改正する。

第五項から第七項までを削る。

附 則

この法律は、海上保安廳法施行の日から、これを施行する。

理 由

海上保安廳法の制定に伴い、地方自治法及び昭和二十二年政令第三百二十五号の一部を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。